

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現 状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：標津川洪水ハザードマップ)

標津町には二級河川標津川が流れており、標津川が氾濫した場合の浸水想定区域は、標津町洪水ハザードマップによると、市街地を中心に3メートル未満の浸水域とされ、水産加工事業所の多い国道244号沿線を中心に、標津町小規模事業者の大部分が浸水域となっている。



【出典：標津町地域防災計画】

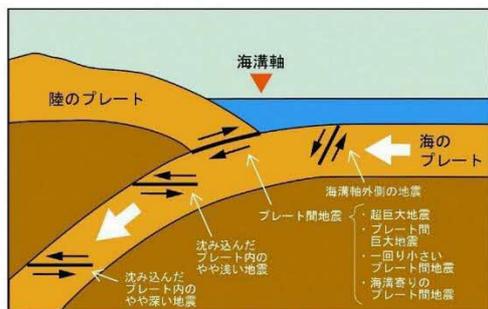
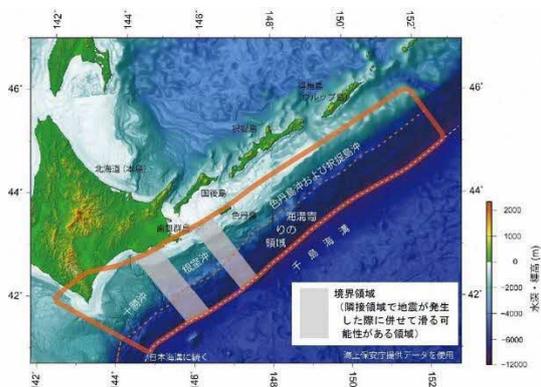
(地震：標津町地域防災計画)

標津町において被害が想定される地震・規模については、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成29年12月に公表した9つの種類の地震と設定している。
9つの想定地震、マグニチュードは、次のとおり。

<想定される地震>

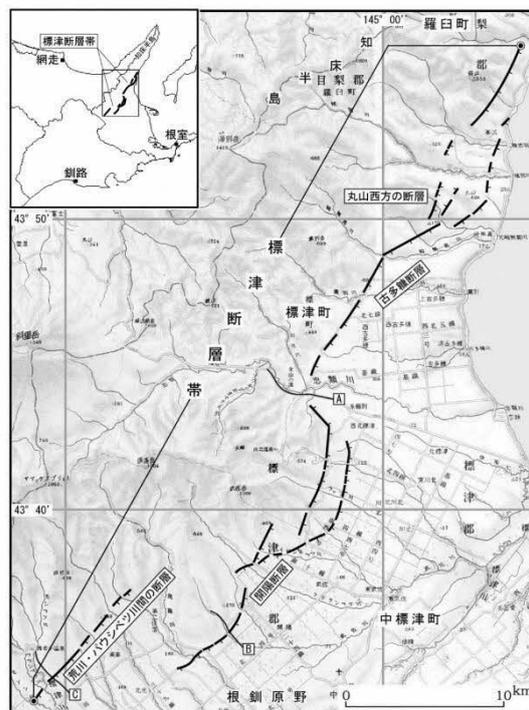
想定地震	発生場所等	根 拠	想定される地震の規模 (マグニチュード)
1 プレート間巨大地震	十勝沖	地震調査研究推進本部	M8.0～M8.6程度
2 〃	根室沖	〃	M7.5～M8.5程度
3 〃	色丹島及び 択捉島沖	〃	M7.7～M8.5前後
4 超巨大地震 (17世紀型)	十勝沖～択捉島沖	〃	M8.8程度以上
5 海溝寄りのプレート 間地震	十勝沖～択捉島沖 の海溝寄り		M t 8.0程度
6 沈み込むプレート内 の地震	やや深い	〃	M7.8程度
7 〃	やや浅い	〃	M8.4前後
8 〃	海溝軸外側	〃	M8.2前後
9 直下型地震	標津断層帯	〃	M7.7程度以上

【出典：標津町地域防災計画】



千島海溝周辺の地震発生領域 (上：平面図、下：断面図)

地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成29年12月に公表した「千島海溝沿いの地震活動の長期評価第三報」から抜粋したものに加筆



標津断層帯の位置図

地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成17年4月に公表した「標津断層帯の長期評価について」から抜粋

【出典：標津町地域防災計画】

(その他)

当町では、これまでも暴風雨・暴風雪による数々の被害に見舞われてきた。特に平成25年の暴風雪においては、隣接する中標津町で5名が亡くなり、全国的にも報道され甚大な被害を及ぼした。

また、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震による北海道全域停電により、当町においても水産加工業や小売業等の商工業者、農業（酪農業）の生乳出荷等に被害があった。

気候は、春から夏にかけて霧の発生が多く、夏は冷涼多湿となるが、秋から冬は比較的日照日数も多くなり、降雪期間は12～4月初旬である。平均気温は、5.6℃（5～9月10℃以上）で、年を通じて冷涼な気候である。

<近年における主な災害記録>

年月日	種別	地域	被害状況
平成25年2月8日～9日	暴風雪	根室地方	国道335号線内で約20台の車両が立ち往生。延べ33名が避難。
平成25年3月2日～3日	暴風雪	根室地方	町内ほぼ全ての国道、道道が通行止め。両避難所に延べ51名が避難。中標津町では計5名が死亡。
平成25年10月15日	暴風	根室地方	標津町での最大風速は17m/s、最大瞬間風速は27.1m/sを観測。倒木・物置が風で倒壊するなどの被害
平成27年1月～3月	暴風雪 大雪	道東	被害額農業施設を中心に速報値で計58,156千円、避難者数計26名。
平成27年8月10日	大雨	道東太平洋側	標津町の時間雨量50.5mmは観測開始以来の新記録。
平成27年10月8日	暴風・高波・高潮	道東	超大型の台風23号。標津町の最大瞬間風速27.6m/s。被害額は252,000千円余り、特に漁業関連が被害。
平成28年8月～9月	大雨、洪水、暴風	全道	標津川合流点で氾濫危険水位を2回超過、標津市街に2回避難勧告を発令。8月の月間雨量は標津で631.0mm、糸櫛別で819.0mm。

【出典：標津町地域防災計画】

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響や感染拡大防止に伴う休業等への対応に伴う経済的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 219件（独自データ）
- ・小規模事業者数 216件（独自データ）

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	備 考	
商工 業者	建 設 業	3 1	3 0	町内に広く分散
	製 造 業	2 9	2 8	〃
	卸 売 業	4	4	〃
	小 売 業	4 1	4 1	市街地に集中
	飲 食 業	2 5	2 5	〃
	サービス業・その他	8 9	8 8	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
標津町地域防災計画	R. 2. 5 改定	
防災訓練の実施	—	2012 年大規模地震・大津波全町防災訓練 2013 年津波を想定した総合防災訓練 2017 年大雪を想定した総合防災訓練 2019 年津波・大雨同時発生を想定した総合防 災訓練
防災備品の備蓄	—	備蓄食料 (アルファ米・保存水等) 備蓄資材 (発電機・投光器・毛布他)

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
協定締結	H28. 1	標津町と避難所と移動販売車提供に関する協定締結
防災備品の確認	R1. 10	懐中電灯の電池確認等
事業者 BCP に関する周知	R1. 10	商工業者へ周知
防災備品の備蓄	R2. 11	発電機・ドラムコード他購入

2 課 題

- ・緊急時の標津町と当商工会の取組みや役割についての定め（連携協力体制）が漠然としており、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・災害等に対する実施推進体制の構築と、平時及び緊急時に対応するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
（予防接種の推奨、手洗い及び手指消毒の徹底、体調不良者を出社させない等ルール作り、飛沫拡大防止のためのマスク着用徹底及びアクリル板設置等の措置、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性）

3 目 標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	31	30	2	2	2	2	2
製造業	29	28	1	2	2	2	2
卸売業	4	4	0	1	0	1	0
小売業	41	41	2	3	3	3	3
飲食業	25	25	1	1	2	2	2
サービス業・その他	89	88	5	6	6	6	6
合計	219	216	11	15	15	16	15

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに津波地域を優先し、本計画期間において両地域の全小規模事業者が策定するよう設定、概ね3期（15年）で全小規模事業者が策定するよう設定する。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

標津町	標津町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を標津町と標津町商工会が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・標津町商工会が発信するやホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策とし

- て各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	31	30	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
製造業	29	28	1	2	2	2	2	1	2	2	2	2
卸売業	4	4	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
小売業	41	41	2	3	3	3	3	2	3	3	3	3
飲食業	25	25	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2
サービス業・その他	89	88	5	6	6	6	6	5	6	6	6	6
合計	219	216	11	15	15	16	15	11	15	15	16	15

- ・町、商工会並びに、標津農協、標津漁協等の関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	標津町商工観光課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ標津町商工観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・標津町の方針に従い、当町商工観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、標津町と標津町商工会は、被害状況等を下記により共有する。

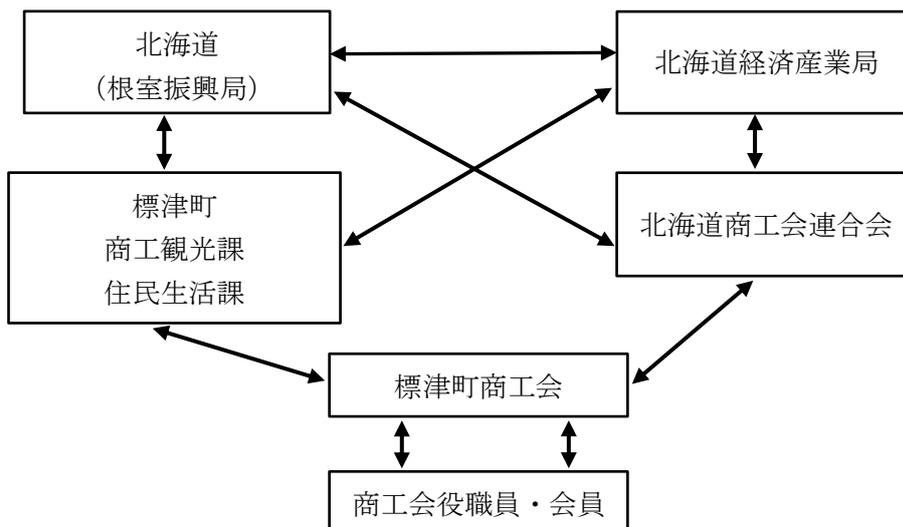
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・標津町と標津町商工会が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、根室振興局及び北海道商工会連合会に報告する。

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

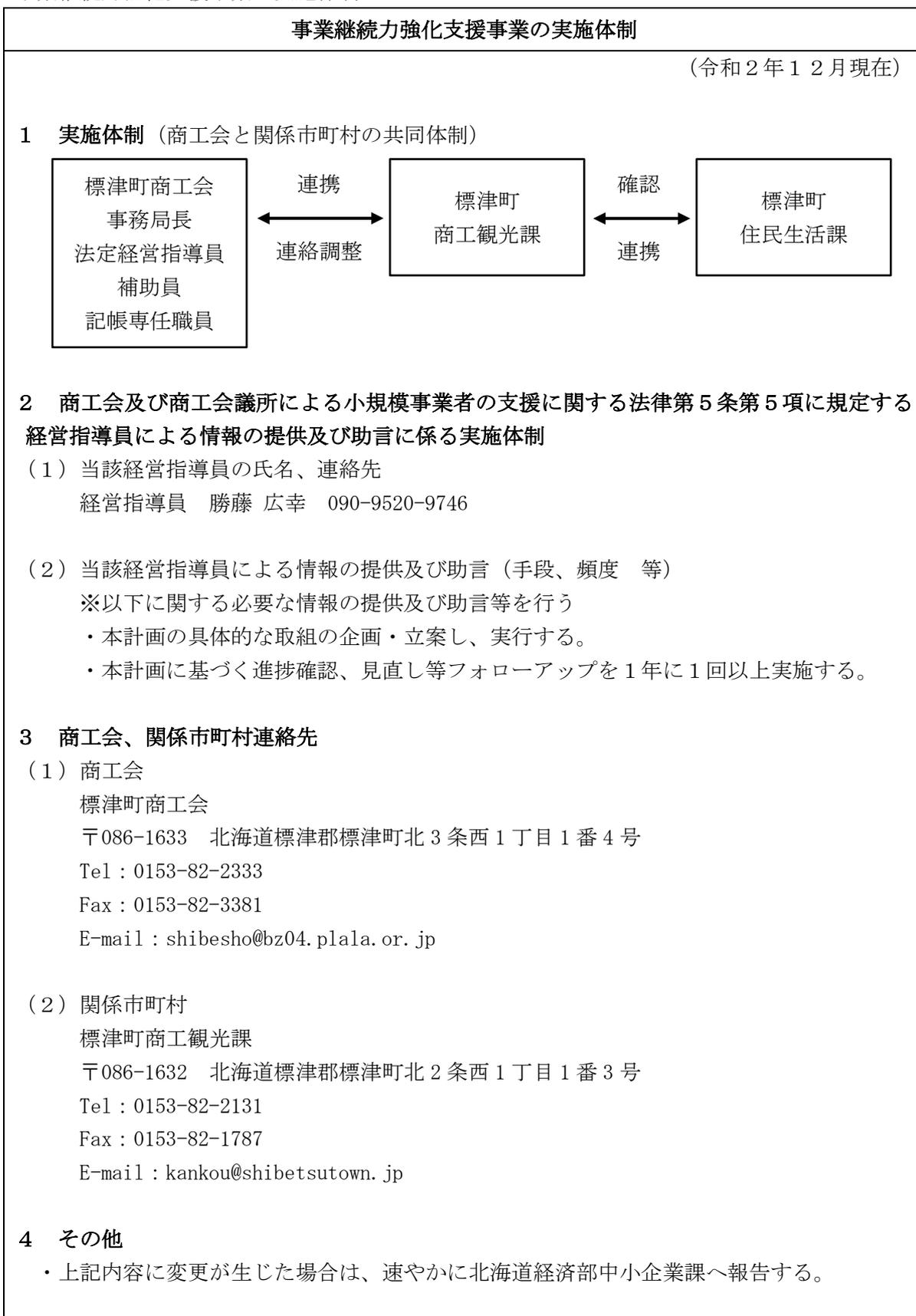
- ・標津町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、標津町・標津町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、標津町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。